

瑞浪市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

【保健福祉系施設】

⑫障害者福祉施設（障害者デイサービスセンター）

（第1期第5版）

令和6年3月

瑞浪市民生部社会福祉課

目 次

1. 計画の策定について	1
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の位置づけ	1
（3）対象施設	1
（4）計画期間	1
2. 現状と課題について	1
（1）個別施設の状態等	1
（2）利用者数の推移	2
（3）施設ニーズの対応	3
3. 計画策定方針について	3
（1）基本方針	3
（2）対策の優先順位の考え方	3
4. 具体的な取組内容について	4
（1）対策内容と実施時期	4
（2）今後の方向性と対策費用・スケジュール	5

改訂履歴

初版	平成30年2月
第2版	令和3年3月
第3版	令和4年3月
第4版	令和5年5月
第5版	令和6年3月

1. 計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

障害者デイサービスセンター「さくら」（以下「センター」とします。）は、障がい者の自立の促進、機能の維持向上等を図ることを目的として設置された施設で、平成15年（2003年）3月に竣工しました。センターの管理運営は、指定管理者として社会福祉法人瑞浪市社会福祉協議会が行っています。障がい者の日中の生活の場、自立と生活の質の向上を図る場としての役割を維持しつつ、多様化・複雑化する利用者ニーズに対応するための今後のセンターのあり方を検討するため、個別施設計画を策定し、取り組んでいきます。

なお、複合施設『老人憩いの家「桜寿荘」、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター』の個別施設計画は別途策定するため、本計画には含みません。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画として位置づけています。

(3) 対象施設

本計画の対象施設は、平成26年度（2014年度）に整備した固定資産台帳による以下の施設です。

対象とする施設

中分類	小分類	施設数	施設名称
保健福祉系施設	障害福祉施設	1	障害者デイサービスセンター「さくら」 (複合施設：老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター)

(4) 計画期間

本計画の期間は、「瑞浪市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画という位置づけから、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間で第1期とし、ローリングします。

なお、5年ごとに見直すことを基本としている瑞浪市公共施設等総合管理計画と整合を図っていきます。

2. 現状と課題について

(1) 個別施設の状態等

利用者の安全を確保するために、これまでも必要に応じて施設の修繕等を行ってきています。

今後も計画的な整備が必要であり、整備を進めるにあたっては、施設が抱える様々な課題の解消を考慮するとともに、利用者ニーズに応じた適正な施設整備や環境を整えていく必要があります。

また、点検・診断については、職員による目視点検を実施するほか、改修が必要な施設につい

て、基本設計等に包含して実施します。

この計画で対象となる施設の状態等は以下のとおりです。

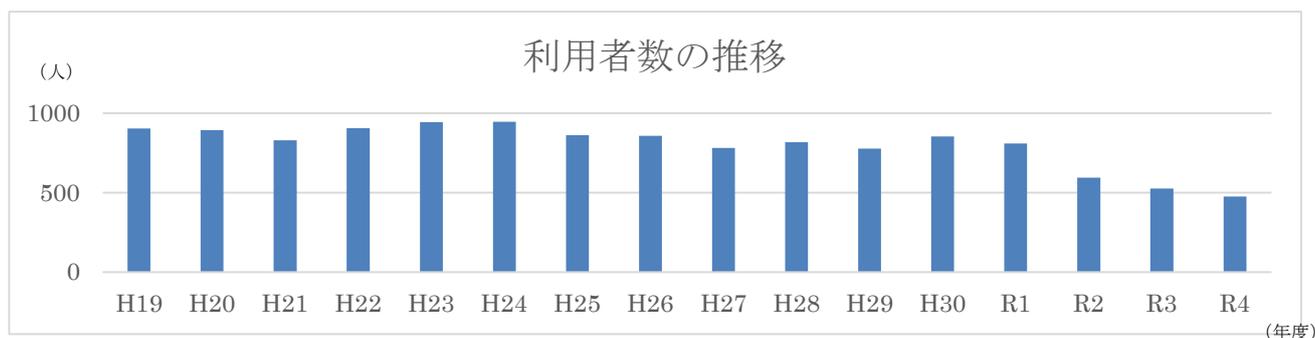
施設名	建築年度	延床面積	構造	老朽化率
障害者デイサービスセンター「さくら」 (複合施設：老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター)	H14 (2002) 年度	498 m ²	鉄筋 コンクリート造	58.8%

※令和元年度（2019年度）固定資産台帳によるデータ

これまでに実施した主な施設更新

施設名	建築年度	更新年度と内容
障害者デイサービスセンター「さくら」 (複合施設：老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター)	H14 (2002) 年度	H27 (2015) 年度【施設更新】 ウッドデッキ取替
		H28 (2016) 年度【設備改修】 エアコン室外機緊急修繕
		H30 (2018) 年度【設備更新】 カーテン更新
		R1 (2019) 年【設備改修】 自動扉修繕 (6箇所) エアコン室内機修繕 (2台)
		R3 (2020) 年【設備改修】 複合施設内エアコン室内機一括修繕

(2) 利用者数の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
述べ利用者数(人)	904	893	830	906	943	945	862	858	781	817	776	854	809	594	527	476
前年度比 (%)	107	99	93	109	104	100	91	100	91	105	95	110	95	74	65	61

センターの1日あたりの利用定員は5人で、令和2年度（2020年度）は1日あたり平均2～3人の方が利用されました。令和4年度（2022年度）末の利用登録者数は7人です。

(3) 施設ニーズの対応

センターの設置及び管理に関する条例において、センターでは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第28条に規定する障害福祉サービスの「生活介護」に準じたサービスを利用者に対し提供することとしています。「生活介護」とは、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うものです。

センターでは、入浴や家事の支援は行っていませんが、機能訓練、作業訓練、創作活動、レクリエーション、相談事業について、利用者一人一人に応じたサービスを提供しています。利用者の要望や心身の状態に合わせたきめ細かいサービス提供ができるのは、利用定員が少人数であることのメリットといえます。

ただし、利用者が定員に満たない現状をふまえ、新規利用ニーズの把握に努め、利用者拡大につなげることも必要です。利用者拡大に向けては、3つの方法が考えられます。

一つ目は、現行体制は変更せず、指定障害福祉サービス利用者の計画相談等から新規利用ニーズを掘り起こす方法、二つ目は、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けた方に加え、精神保健福祉手帳の交付を受けた方についても対象とし、利用対象者の範囲を拡大する方法、三つ目は、入浴サービス等のサービス提供内容を拡充する方法です。いずれの方法で対応するかは、今後の利用ニーズに応じて検討すべき課題です。また、デイサービスと類似機能を持つ「日中一時支援事業」との差別化についても検討が必要かもしれません。

いずれにしても、これらの日中活動の場、自立と生活の質の向上を図る場としてのサービスを市内において提供できる体制は今後も継続していく必要があります。

3. 計画策定方針について

(1) 基本方針

市を実施主体としたデイサービス事業は今後も存続させる必要があります。市内各所から利用しやすいという条件を満たすことができれば、建物の所有者や場所、形態は問わないものとしませんが、利用者の社会適応、社会参加の促進という観点からみると、他者とのコミュニケーションがとりやすい複合施設であることが望ましいといえます。

センターの利用時間は平日の午前8時30分から午後5時15分ですが、それ以外の時間を他の事業や貸館として使用することも可能とします。

(2) 対策の優先順位の考え方

複合施設全体の修繕対策を検討し、緊急性の高いものから順次対応します。

4. 具体的な取組内容について

(1) 対策内容と実施時期

築15年を経過する平成29年度（2017年度）頃には施設全体の設備改修を実施すべき時期が到来していましたが、平成28年度（2016年度）にエアコン室外機が故障し緊急修繕を実施した現状を鑑み、その後は緊急性のあるものから随時修繕を実施することとしています。令和元年度（2019年度）には、経年劣化に伴い自動扉6箇所を修繕し、また、故障による緊急対応としてエアコン室内機4台のうち2台を修繕しました。残りの室内機2台も経年劣化により動作が不安定であったため、令和2年度（2020年度）に必要最小限の修繕を実施しました。令和3年度（2021年度）には併設施設内の室内機が故障し、複合施設内の全室内機について部品交換や洗浄等の修繕が必要な状況となったため、一括修繕を実施しました。複合施設内にある電気温水器は、複合施設である老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンターの担当課で令和5年度に交換されました。緊急性のある修繕については随時実施し、施設の複合化に対する長寿命化を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

公共施設再編成プランでは、令和19年度（2037年度）以降、現在の複合施設にさらに他の施設を含めて複合化する方向性を示しています。それまでの間は現行体制を存続し、維持管理のために必要な修繕を行う必要があります。また、今後の利用ニーズ等によっては、センター機能の強化・拡充に伴う改修が生じることがあります。

(2) 今後の方向性と対策費用・スケジュール

大規模改修を実施するまでの間、緊急性のある修繕については随時実施します。故障が頻発する場合は、大規模改修の前倒しを検討します。

施設名	建築年度	耐用年数	使用目標年数	今後の方向性	実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者デイサービスセンター「さくら」 (複合施設:老人憩いの家 桜寿荘、在宅老人桜寿荘デイサービスセンター)	H14	34	40	複合化	対策内容										
					対策費用										

- ・施設の法定耐用年数を超えて延伸させることを目的とした長寿命化改修を行う場合は、施設の使用目標年数とその必要性を記載すること。
 - ・対策費用の単位は、百万円とすること。(対策費用は概算であり、変更する場合がある)
- ※障害者デイサービスセンター「さくら」は、随時、必要に応じて修繕しているため、大規模改修の予定は無いが、今後も適宜修繕を行うことで使用目標年数の延伸を図る。